○財務省告示第二百十五号

国債証券買入銷却法（明治二十九年法律第五号）第二条の規定に基づき、同法第一条第一項の規定により平成二十五年六月三日に買入消却した国債の名称等を別表のとおり告示する。

平成二十五年六月二十八日

財務大臣　麻生　太郎

（別表）

国債の名称	記号	額面金額の総額	額面金額百円当たりの買入価格
利付国庫債券（変動・十五年）	第十回	百億円	百円四十五銭
〃	第十一回	三億円	百円三十四銭
〃	〃	一億円	百円三十五銭
〃	第十二回	三億円	百円四十銭
〃	第十三回	二億円	百円九銭
〃	第十四回	一億円	百円二十五銭
〃	〃	十億円	百円三十銭
〃	〃	十九億円	百円四十銭
〃	〃	十億円	百円五十銭
〃	第十七回	二十五億円	九十九円九十四銭
〃	〃	四十五億円	百円
〃	第十八回	四十三億円	百円三十銭
〃	第十九回	五億円	百円五十四銭
〃	第二十回	百億円	百円十四銭
〃	〃	百億円	百一円二十五銭
〃	〃	二十二億円	百一円三十五銭
〃	第二十一回	五十億円	百一円四十五銭
〃	第二十四回	五十億円	百二円三十銭
〃	〃	二十二億円	百二円五十五銭
〃	第二十五回	十五億円	百一円四十五銭
〃	第二十八回	五十億円	九十九円八十五銭
〃	〃	三十億円	九十九円九十銭
〃	〃	四十億円	九十九円九十六銭
〃	〃	十億円	九十九円五十銭
〃	第三十一回	十億円	九十九円三十五銭
〃	〃	十億円	九十九円五十銭
〃	第三十三回	十億円	九十九円三十銭
〃	〃	五億円	九十九円五十五銭
〃	〃	十億円	九十九円四十銭
〃	第三十六回	二十億円	九十九円三十五銭
〃	〃	五億円	九十九円五十銭
〃	第三十七回	三十五億円	百円七十銭
〃	〃	二十億円	百円八十五銭
〃	〃	二十億円	百円九十銭
〃	〃	四十億円	百円九十五銭
〃	第三十八回	百七十一億円	百二円十五銭
〃	第三十九回	一億円	百三円六十五銭
〃	第四十三回	二十億円	百三円二十銭
〃	〃	百二十九億円	百三円四十五銭
〃	第四十四回	二十億円	百三円六十五銭
〃	第四十五回	十億円	百三円五十銭
〃	〃	十億円	百三円七十銭
〃	第四十八回	二億円	百六円七十四銭
合計		千三百四億円	

○財務省告示第二百十六号

個人向け国債の発行等に関する省令（平成十四年財務省令第六十八号）第四条第六項第二号に規定する中途換金に係る個人向け国債を買入消却したので、その国債の名称等を別表のとおり告示する。

平成二十五年六月二十八日

財務大臣　麻生　太郎

（別表）

国債の名称	記号	額面金額の総額	買入価額の総額
個人向け利付国庫債券（固定・三年）	第一回	一億千七百三十七万円	一億千七百十九万二千三百六円
〃	第二回	六千七百六十万円	六千七百五十二万四千六百八円